



International Swaps and Derivatives Association, Inc.
Shiroyama Trust Tower, 31st Floor
4-3-1 Toranomom
Minato-ku, Tokyo, 105-6031
Japan
Telephone: 81 (3) 5733-5500
Facsimile: 81 (3) 5733-5501
email: isdajp@isda.org
website: www.isda.org

平成 22 年 9 月 27 日

金融庁総務企画局市場課 御中

「金融商品取引清算機関等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」に対する意見

I S D A 東京事務所

標記改正案の銀行法施行規則第十三条の二の三第 3 項において、以下の部分に修正をお願いいたします。

要望項目：

ここでは、銀行における金融等デリバティブ取引における禁止項目が列挙されております。今回は、商品先物取引法改正に伴い単純に文言の修正のみを行っておりますが、本来この規定により銀行が国内の取引所に上場されている商品等に係る店頭商品先物取引の媒介、取次ぎ又は代理業務を行うことを禁止していた理由は、従来の商品取引所法では、店頭商品先物取引の媒介、取次ぎまたは代理業務についての規定がなかったためとの理解です。今回の商品先物取引法では、この業務についても規制対象となっており、商品先物取引業の許可を受けることから同項を削除して頂きたいと思っております。

理由：

同規定が規定された当時の貴庁担当官解説（木下信行編『解説 改正銀行法』（日本経済新聞社、平成 11 年）162 から 163 頁）によっても、店頭商品先物取引の根拠法である商品取引所法において同取引の媒介、取次ぎ又は代理業務が規定されていなかったため、銀行がこれらの業務を行うことができないことを明確化したとされております。同様の理由により、当時の店頭金融先物取引についても媒介、取次ぎ又は代理業務が禁じられていたましたが、金融商品取引法の施行に伴い店頭金融先物取引の媒介、取次ぎ又は代理業務についての規定が設けられたことから、かかる業務はこの除外規定から削除されました。上記の担当官解説を見ても、銀行に対して店頭商品先物取引の媒介、取次ぎ又は代理業務を禁止すべき理由として他の実質的な理由は記載されておきませんので、店頭金融先物取引の媒介、取次ぎ又は代理業務のときと同様に、解禁されるべきと考えます。

以上